

いびがわアップル運営規程

(事業の目的)

第1条 揖斐川町（以下「事業者」という。）が設置する揖斐川町児童発達支援事業所の管理運営に関する規則に基づくいびがわアップル(以下、「事業所」という。)において実施する指定通所支援の児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定児童発達支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する町、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）及び「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第82号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を提供するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定児童発達支援の提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の職員以外の者による介護は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 いびがわアップル

(2) 所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方193番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者2名(常勤職員1名 常勤 会計年度職員1名)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。
- (ウ) 児童発達支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。
- (エ) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定児童発達支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。
- (カ) 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 保育士 常勤2名以上

児童発達支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。

(4) 機能訓練担当職員 1名以上(言語聴覚士・公認心理師)

児童発達支援計画に基づき日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで及び町長が特に必要と認めた日を除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで及び町長が特に必要と認めた日を除く。

(4) サービス提供時間	第1単位	9時から10時15分
	第2単位	10時30分から11時45分
	第3単位	13時30分から14時45分
	第4単位	15時から16時15分

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次の表のとおりとする。

平日	9時から10時15分までの単位	2人
平日	10時30分から11時45分までの単位	3人
平日	13時30分から14時45分までの単位	2人
平日	15時から16時15分までの単位	3人

※ただし、定員数は範囲内で変動することがある

(指定児童発達支援を提供する主たる対象者)

第8条 指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 障害児（就学前の身体障害者、知的障害者及び精神障害者）

(指定児童発達支援の内容)

第9条 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - (ア) 日常生活訓練
 - (イ) 集団生活適応への支援
 - (ウ) 機能訓練
 - (エ) 家族支援

(利用者から徴収する費用の額)

第10条 指定児童発達支援を提供した際には、保護者から指定児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。利用児及びその保護者の属する世帯が町内に住所を有する場合については、揖斐川町障害児通所支援等利用者負担額助成事業実施要綱による。

- 2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事

項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

- 3 その他教室で実施する事業に要する経費であって保護者に負担させることが適当とみとめられる実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、サービスの利用に当たっては、事業所の利用方法等について、従業員の指示に従わなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、揖斐川町区域とする。但し、町長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(緊急時における対応方法)

- 第13条 現に指定児童発達支援の提供を行っているときに利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに教室が定める協力医療機関又は利用児の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、保護者及び管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第15条 事業所は、提供した指定児童発達支援に関する利用児又は保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置す

るものとする。

- 2 提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは教室の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用児又は保護者及びその家族からの苦情に関して岐阜県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受ける場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用児及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用児又は保護者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用約束の内容とする。
- 4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、利用児又は保護者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用児又は保護者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 時間は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第20条 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、職員に対して感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整理するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年5回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用児に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は町長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月17日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は 令和2年4月1日から施行する。

附則

この規定は 令和5年4月1日から施行する。

附則

この規定は 令和6年4月1日から施工する。

附則

この規定は 令和7年4月1日から施工する。